

恵那市子ども・子育て会議の役割について

＜設置の根拠＞

「子ども・子育て支援法第 72 条」及び「恵那市子ども・子育て会議条例」（平成 26 年 3 月 20 日）により、合議制の機関として設置しています。

＜会議の役割＞

- ・認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育施設等の利用定員を定める際に意見を述べます。
- ・恵那市子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を述べるとともに、継続的に計画の点検・評価を行います。
- ・恵那市における、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況等を調査審議します。

◇メンバー構成

・恵那市子ども・子育て会議は、恵那市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえ、保護者代表、子育て支援の関係者、経済・労働団体、有識者、教育・保育従事者などを含めた、子ども・子育てに関わる幅広い分野から参画していただいております。

◇委員の定数及び任期

- ・定数は 20 人以内
- ・任期は 2 年間（委嘱の日～令和 9 年 3 月 31 日）

※任期内で交代された場合の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

◇会議

- ・会議は、年 2～3 回程度を予定しています。
- ・こども・若者への支援や貧困状況にあるこどもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援等について、必要な施策を展開していくための「恵那市こども計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」を令和 6 年度に策定しました。令和 7 年度は計画の初年度にあたります。

○子ども・子育て支援法

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務进行处理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項进行处理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項进行处理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項进行处理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務进行处理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

○恵那市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日条例第18号

改正

平成26年3月20日条例第4号

平成29年3月22日条例第3号

令和5年3月22日条例第8号

恵那市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、恵那市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、医療福祉部において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年3月22日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例により改正される前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年3月22日条例第8号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。
